

第3節 高齢者の保健福祉

1 保健・医療

(1) 後期高齢者医療制度

「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の方々にその身体の特性と生活実態を踏まえた「生活を支える医療」を提供するとともに、これまで長年、社会に貢献してこられた方々の医療を、若い世代も含めて国民みんなであう制度です。

また、この制度は、医療費のうち一部負担金を除いた費用の5割を公費、4割を現役世代の保険料からの支援金で賄い、残りの1割を被保険者の保険料で賄うことにより、高齢者世代と現役世代の負担を明確にし、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとするためのものであり、運営は県内のすべての市町村が加入する「千葉県後期高齢者医療広域連合」が行います。

【被保険者】

○75歳以上の方（誕生日当日から）

○一定の障害がある65歳以上75歳未満の方で広域連合の認定を受けた方（広域連合の認定を受けた日から）

※「一定の障害がある方」とは、以下の年金を受給している方や手帳をお持ちの方または同等の障害があると認められる方です。

- ・国民年金証書 1・2級（障害基礎年金等） ・身体障害者手帳 1～3級
- ・身体障害者手帳 4級（音声、言語、下肢1・3・4号）
- ・療育手帳（A1・A2・ \textcircled{A} の1・ \textcircled{A} の2） ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級

【保険証】

広域連合の発行する保険証が、1人に1枚交付されます。（75歳になる方には、誕生日までに郵送されます。）

【一部負担金・高額療養費】

窓口でお支払いいただく一部負担金は、かかった医療費の1割（現役並み所得者は3割）ですが、所得区分に応じて1か月に負担する限度額が定められています。

すべての医療機関等で支払った一部負担金の合計が、負担限度額を超えた場合には、申請によりその超えた額を後日、高額療養費として支給します。高額療養費の支給に該当される方には後日、必要な手続きを通知します。

所得区分は毎年8月1日を基準日として、下記の6つから自己負担の割合を判定します。

- ・現役並み所得者Ⅲ（3割負担）
- ・現役並み所得者Ⅱ（3割負担）
- ・現役並み所得者Ⅰ（3割負担）
- ・一般（1割負担）
- ・低所得者Ⅱ（1割負担）
- ・低所得者Ⅰ（1割負担）

○現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当される方

医療費の自己負担限度額が減額となります。医療機関にかかるときは、事前に限度額適用認定証の交付を受けてください。

○低所得者Ⅰ・Ⅱに該当される方

市町村民税非課税世帯の方は、医療費の自己負担限度額と入院時の食事代が低所得者Ⅰ・Ⅱに減額となります。医療機関にかかるときは、事前に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けてください。

○特定疾病の場合

血友病・人工透析・H I V感染症の方は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付します）を医療機関などの窓口にて提示することで、1か月の自己負担額が1医療機関（入院・外来別）につき、10,000円までとなります。

【かかった費用があとから支給される場合】

やむをえず、保険証を持たずに病院で治療を受けたときや、コルセットなどの補装具を購入したときは、かかった費用をいったん全額自己負担し、申請して認められれば、「高齢者の医療の確保に関する法律」で決められた基準額について、支給が受けられます。

【保険料】

後期高齢者医療制度では、原則として対象となる被保険者全員が保険料を納めます。

保険料は、一人あたりいくらと決められる「均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

なお、均等割額と所得割率は、広域連合ごとに決められます。

○保険料の納め方

①特別徴収

後期高齢者医療保険料は次に該当する方を除き、年金からの天引き（特別徴収）により納付します。

ア 厚生労働大臣や共済組合から支給される公的年金受給額が、年額18万円未満の方

イ 同時に天引きとなる介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金受給額の2分の1を超える方

ウ 口座振替での納付を希望する方

エ 介護保険料が年金天引きとならない方

②普通徴収

上記のア～エのいずれかに該当する方は、天引きにはなりませんので、納付書や口座振替で納めていただきます（普通徴収）。

普通徴収は、7月（第1期）～翌年2月（第8期）の合計8回での納付となります。

○保険料負担の緩和措置

①低所得者に対する軽減

均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて、均等割額を軽減します。

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に健康保険組合、共済組合など被用者保険の被扶養者だった方は、新たに保険料を負担していただくこととなりますが、これらの方は所得割額がかからず、資格取得後24か月間のみ均等割額の5割が軽減されます。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

(2) 白内障特殊眼鏡等費用助成

市内に住所のある65歳以上の方で、白内障の手術後に必要とする特殊眼鏡等の費用を助成します。ただし、国民年金法の老齢福祉年金の所得制限と同額の制限があります。

また、申請は手術をした月の翌月初日から起算して1年以内です。

○助成対象品目及び限度額

次のいずれか1つを助成します。

- a 特殊眼鏡 1対につき 42,000円まで
- b コンタクトレンズ 1眼につき 30,000円まで

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

(3) 後期高齢者歯科健診(歯科口腔健康診査)

口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防に繋げることや、口腔機能の状態を把握することにより、口腔機能の維持・改善を促し、健康寿命の増進を図ることを目的に実施します。

- 対象 当該年度に76歳になる被保険者
- 健診機関 千葉県歯科医師会会員の協力歯科医療機関
- 健診費用 無料(引き続き治療を行う場合は、費用がかかります。)

[問い合わせ先 健康保険課]

(4) はり、きゅう、マッサージ利用券の交付

市内に住所のある65歳以上の方で、前年の本人所得が200万円未満の方を対象に、はり、きゅう、マッサージ施設の利用券を交付します。利用券は、年間10枚の交付で、1枚につき800円を助成します。ただし、保険診療で施術を受ける場合には利用できません。

[問い合わせ先 区役所市民総合窓口課]

(5) 一日人間ドック・脳ドック検診費用の助成

市内に住所のある千葉県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、一日人間ドック・脳ドック検診費用の一部を助成します。(申込者数が定員を超えた場合は抽選。)

※ただし、保険料を完納している方に限ります。(年齢は7月1日現在)

- 一日人間ドック 75歳(障害認定を受けた方は65歳)以上の方(令和元年度定員3,000人)
- 脳ドック 75歳(障害認定を受けた方は65歳)以上の5歳ごとの節目の年齢の方(令和元年度定員500人)

[問い合わせ先 健康保険課]

(6) 健康診査

千葉県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、千葉県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見及び健康の保持・増進のため、健康診査を実施します。

- 対 象 市内に住所のある 75 歳（障害認定を受けた方は 65 歳）以上の方
- 健診機関 市内協力医療機関
- 健診費用 無 料（受診には「健康診査受診券」が必要です。）

[問い合わせ先 健康保険課]

(7) 健康診査及び保健指導

健康保険に未加入で、生活保護の受給者または中国残留邦人支援法に基づく支援給付の対象の方に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見及び健康の保持・増進のため、健康診査を実施しています。また、40 歳以上 74 歳以下で健診の結果、生活習慣病のリスクのある方には、保健指導を実施します。

受診を希望する方は、各区社会援護課に健康診査申込書を提出してください。

- 健診機関 市内協力医療機関
- 健診費用 無 料

[問い合わせ先 健康支援課]

(8) がん検診及び節目検診

がん等の疾患を早期に発見し治療するために、市内に住所のある対象年齢の方に、がん検診及び節目検診を実施しています。

ア がん検診

40 歳以上の方を対象に肺がん検診・大腸がん検診・胃がん検診（40 歳以上は X 線検査、50 歳以上で偶数歳の方は内視鏡検査選択可（次年度は検診対象外））を、20 歳以上で前年度未受診の女性の方を対象に子宮がん検診を、30 歳以上で前年度未受診の女性の方を対象に乳がん検診を実施しています。

イ 節目検診

40 歳以上で過去に未受診の方を対象に肝炎検診を、40 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの年齢の方を対象に歯周病検診、女性を対象に骨粗しょう症検診を、50 歳以上 5 歳刻みの年齢の男性を対象に前立腺がん検診を実施しています。

- 受診方法 保健福祉センター、公民館等で行う集団検診と、市内協力医療機関で行う個別検診があります。受診には「がん検診等受診券シール」が必要です。
- 検診費用 検診種別及び受診方法（集団・個別）により異なります。70 歳以上の方は（肺がん検診（胸部 X 線検査）は 65 歳以上無料）無料です。市民税が世帯全員非課税、生活保護世帯等の方は、事前申請により免除となります。

[問い合わせ先 健康支援課]

(9) インフルエンザ予防接種

市内在住で次の方を対象に、市内の協力医療機関にてインフルエンザ予防接種を実施しています。

- 対 象 者 ①65 歳以上の方
- ②60 歳～64 歳で、心臓、腎臓、呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活がほとんど不可能な方（身体障害等級 1 級に相当する方）
- 実施期間 毎年 10 月 1 日～12 月 31 日

○接種回数 1回

○接種費用 1,800円。ただし、生活保護を受けている方、または市民税非課税世帯の方、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく支援給付を受けている方は、費用は免除になります。

(10) 高齢者肺炎球菌予防接種

市内在住で次の方を対象に、市内の協力医療機関にて高齢者肺炎球菌予防接種を実施しています。

○対象者

〈定期接種〉

①令和5年度までの間は、前年度の末日（3月31日）に各64歳、69歳、74歳、79歳、84歳、89歳、94歳、99歳の方

②接種日時点で60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害1級相当の障害のある方

〈市独自事業〉

①75歳以上で定期接種対象外の方

②接種日時点で65歳以上の者であって、心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害1級相当の障害のある者のうち、定期接種対象外の方

○実施期間 毎年4月1日～翌年3月31日

○接種回数 1回（過去に肺炎球菌予防接種を受けた方は接種出来ません。）

○接種費用 3,000円。ただし、生活保護を受けている方、市民税非課税世帯の方、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく支援給付を受けている方は、費用は免除になります。

[問い合わせ先 保健所感染症対策課]

(11) 健康手帳の交付

40歳以上の方を対象にご自身の健康管理のため、特定健康診査等の記録や健康保持に必要な事項を記載する健康手帳を交付しています。

[問い合わせ先 健康支援課・各保健福祉センター健康課]

(12) 訪問指導

40歳から64歳の方を対象に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が居宅を訪問し、必要な支援を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(13) 健康教育

40歳から64歳の方を対象に、生活習慣病の予防等について正しい知識を普及するため、保健福祉センター・町内自治会館・公民館等で、講演会や糖尿病予防教室、ロコモティブシンドローム（運

動器症候群) 予防教室等を実施します。また、禁煙を希望する方に禁煙の個別指導を実施します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(14) 健康相談

40歳から64歳の方を対象に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が、健康に関する個別の相談を実施します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

2 介護予防の取り組み

(1) 短期リハビリ型通所サービス

65歳以上の方のうち、要支援認定を受けている方または基本チェックリストの結果、介護予防が必要と判断された方に、運動器・口腔機能の向上・栄養改善・認知症予防などのプログラムを提供し、日常生活における実践について助言します。

[問い合わせ先 各あんしんケアセンター]

(2) 介護予防教育

65歳以上の方を対象に、栄養改善、口腔機能の向上、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防、認知症予防、COPD（慢性閉塞性肺疾患）予防等、介護予防に関する講演会や教室を実施します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(3) 歯っぴー健口教室

65歳以上の方を対象に、口腔機能向上を目標としたお口の手入れ方法、お口の体操についての知識を深め、実践します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(4) 食事セミナー

65歳以上の方を対象に、望ましい食生活の講話や調理実習、筋力アップのための運動等を実施します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(5) 介護予防相談

65歳以上の方を対象に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が介護予防に関する個別相談を実施します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(6) 口腔ケア

65歳以上の方を対象に、お口の機能（食べる・飲み込む・話す）を協力医療機関でチェックし、予防に関する相談や指導を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(7) 地域活動支援事業

地域で行う介護予防に関する活動を支援するために、介護予防の知識や情報の普及、介護予防に効果のある体操の指導などを実施します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(8) 訪問指導

閉じこもり等の何らかの支援を要する65歳以上の方を対象に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、必要な支援を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(9) 生きがい活動支援通所事業

65歳以上の在宅の方（要介護・要支援認定を受けている方を除く）を対象に、各いきいきプラザ・センターで、日常動作訓練（健康体操など）、趣味活動、健康相談、教養講座を行います。

[問い合わせ先 いきいきプラザ、いきいきセンター]

(10) 健康づくりプロジェクト

Jリーグのジェフユナイテッド市原・千葉やプロ野球の千葉ロッテマリーンズのトレーナー等が講師となり、軽運動やストレッチなどを実施し、高齢者が介護を必要としないための体力づくりのノウハウを提供しています。

[問い合わせ先 高齢福祉課]

(11) シニアリーダー養成講座

介護予防への取組みの重要性や介護予防につながる生活習慣についての知識や運動を学び、自主的な介護予防グループのリーダー（ボランティア）として活動するための実技指導・グループワークを行います。

また、講座終了後、シニアリーダーとして、公民館や町内自治会館などの身近な地域で自主的な活動（シニアリーダーによる体操教室）を実践しています。

[問い合わせ先 地域包括ケア推進課]

(12) チャレンジシニア教室

65歳以上の方を対象に、ボードゲームや料理実習など介護予防の視点を取り入れた実習、趣味活動、講座など、多彩なプログラムを楽しみながら介護予防に取り組む教室を開催します。

[問い合わせ先 高齢福祉課]

(13) シニアフィットネス習慣普及

65歳以上の方を対象に、介護予防に取り組む契機とするため、フィットネスクラブを利用する料金の一部を補助します。

[問い合わせ先 高齢福祉課]

(14) 介護支援ボランティア

65歳以上の方、かつ市が実施するボランティア研修を受講し指定の介護施設等でボランティアを

行った方を対象にポイントを付与します。また活動に応じたポイント数を基に介護保険料等と交換します。

[問い合わせ先 介護保険管理課]

3 生きがい対策

(1) 敬老事業

ア 老人の日関連事業

9月15日の「老人の日」を中心として、市民の敬老意識の高揚を図るとともに、高齢者の社会参加を促進し、高齢者福祉を増進するため、次のことを行っています。

a 長寿祝金及び祝品

4月1日から9月1日まで引き続いて本市に住所を有し、住民基本台帳に記載されている満99歳の方に長寿祝金、満88歳の方に長寿祝品とメッセージカードを贈呈します。

b 最高齢者のお祝い

本市に住所を有する最高齢者（男女各1名）の方の元に市長等が訪問し、お祝品を贈り、長寿をお祝いします。

c 敬老会

各地区民生委員児童委員協議会等の実施団体に対し、敬老会開催に係る経費の一部を助成します。

- ・補助対象 満75歳以上の方で、4月1日から9月1日まで引き続き本市に住所を有する方
- ・補助額 敬老会開催経費の3/4（補助対象者の参加人数により上限額あり）

イ 百歳高齢者のお祝い

市内に住所を有し、9月15日現在存命な百歳の方を区長等が訪問し、内閣総理大臣からのお祝い状と記念品を贈り、長寿をお祝いします。

[問い合わせ先 高齢福祉課、各保健福祉センター高齢障害支援課]

(2) シルバー人材センター

健康で働く意欲のある60歳以上の方が、経験と能力を活用し、就業を通して生きがいを高めるため、民間企業、官公庁、一般家庭等から高齢者に適した仕事を引き受けて、高齢者に就業の機会を提供し高齢者福祉の増進を図ります。

[問い合わせ先 千葉市シルバー人材センター]

(3) 千葉市生涯現役応援センター

シニア（60歳～）層による就労やボランティア等地域活動のための情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行うことで、社会参加を促進し、自身の生きがいの向上と社会を支える存在として活躍いただくことを目的として、千葉市が設置する総合相談窓口です。

[問い合わせ先 千葉市生涯現役応援センター]

(4) 老人クラブの加入と育成

地域に住む方々が集まり、各種の活動を行う中で、健康増進や資質向上、地域社会との交流を深め、高齢者の日常生活を健全で豊かなものにする自主的な組織です。加入を希望される方は、お住まいの地域に設立されている老人クラブにお申し込みください。

なお、老人クラブが行う、社会奉仕、教養講座、スポーツなどの活動に対し、振興事業補助金を交

付します。

また、老人クラブの設立（60歳以上の方が30人以上）に対し、設立補助金を交付します。

[問い合わせ先 高齢福祉課、各保健福祉センター高齢障害支援課]

(5) 区老人クラブ連合会の育成

高齢者福祉の増進を図るため、区老人クラブ連合会が行う活動促進事業、健康づくり対策事業、地域支え合い事業等に対し補助金を交付します。

[問い合わせ先 高齢福祉課]

(6) 老人クラブ連合会の育成

高齢者福祉の増進を図るため、老人クラブ連合会が行う指導者養成事業、社会奉仕活動事業、広報活動事業等に対し補助金を交付します。

[問い合わせ先 高齢福祉課]

(7) 地域のつどい・ふれあい入浴

高齢者同士や多様な世代の市民が公衆浴場でコミュニケーションを深め交流するとともに、健康増進を図れるよう毎週日曜日に市内公衆浴場に低額で入浴することができます。

満65歳以上の方 1回100円 小学生・乳幼児 無料

[問い合わせ先 満65歳以上の方 高齢福祉課、小学生・乳幼児 生活衛生課]

(8) 高齢者向け社会教育講座

公民館及び生涯学習センターで高齢者を対象に、趣味や身近な暮らしに関する講座のほか、歴史、芸術などの講座を開設し、教養を深めるとともに学習を通じて仲間づくりや社会参加活動を促進します。

[問い合わせ先 生涯学習振興課、生涯学習センター]

(9) 入門スポーツ教室

健康で活力に満ちた市民生活の推進と、継続したスポーツ活動の普及発展を図るため、「健康づくり、仲間づくり」の場としてスポーツ教室を開催し、多くの高齢者が積極的にスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会をつくることを目的とします。

[問い合わせ先 スポーツ振興課]

(10) いきいきプラザ（老人福祉センター）

60歳以上の高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進や教養の向上、レクリエーション等の活動拠点として設置されています。

[問い合わせ先 いきいきプラザ]

(11) いきいきセンター

市内在住の60歳以上の高齢者の方を対象に、各種相談、健康増進、教養の向上及びレクリエーションを実施して、高齢者が明るく生きがいを高めることを目的とした施設です。

[問い合わせ先 いきいきセンター]

(12) 老人センター

60歳以上の高齢者及びその団体が、教養の向上、娯楽、レクリエーション活動等に活用し、健康で明るい生活を営むための施設です。

[問い合わせ先 老人センター]

(13) 高齢者スポーツ広場

高齢者の健康増進と相互の交流を図るため、市内7か所に高齢者スポーツ広場(ゲートボール場等)を設置し開放しています。

[問い合わせ先 高齢福祉課]

(14) 満65歳以上の方に対する入場優待・割引施設

健康保険証や運転免許証など、市内在住で満65歳以上であることがわかる証明書の提示により、一部施設が入場優待・割引となります。

※平成22年3月末をもってシルバーカードの交付は終了していますが、既にお持ちのシルバーカードは引き続き利用可能です。

[問い合わせ先 高齢福祉課、各保健福祉センター高齢障害支援課]

(15) いきいき活動外出支援事業

高齢者の社会参加促進を図るため、高齢者団体(11人以上)が実施する研修、視察、ボランティア活動等の自主的な活動のために民間バスを借り上げる費用について、補助金を交付します。

[問い合わせ先 高齢福祉課]

4 在宅福祉**(1) 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)**

原則として、60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢等のため独立して生活することに不安がある方に、必要に応じ住居を提供します。また、居住者が虚弱により各種サービスや保健福祉サービスを必要とする場合、利用手続きの援助や各種相談、助言を行うとともに、緊急時の対応を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(2) 緊急ショートステイ事業

介護保険の要介護認定を受けている高齢者のうち、身体状況や介護状況等の急激な変化により在宅生活が困難になった場合又は緊急かつ一時的な保護が必要な場合において、その方に老人短期入所施設を一定期間利用させて養護又は保護を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(3) 外国人等高齢者福祉給付金事業

国籍要件や住所要件により公的年金の受給資格を得られなかった外国人等高齢者に、福祉給付金を支給します。

月額10,000円

[問い合わせ先 高齢福祉課]

(4) 日常生活用具給付

要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者に、日常生活用具の給付を行います。

○品目：電磁調理器、火災警報器、自動消火器、シルバーカー

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(5) おむつ給付等

在宅の要介護認定者で、常時失禁状態にある方に、紙おむつの支給、あるいは布おむつの貸与を行います。(所得要件等有り)

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(6) 寝具乾燥サービス

在宅でねたきりの65歳以上のひとり暮らし高齢者、または日常介護を要するが同居者の介護を受けられない高齢者宅に、寝具乾燥車が訪問し、無料で月1回の乾燥、年1回の丸洗いをします。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(7) 訪問理美容サービス

在宅の要介護3～5の認定を受け、理髪店や美容院の利用が困難な高齢者宅へ、理容師や美容師を派遣します(調髪代金は自己負担)。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(8) ねたきり老人歯科診療送迎

ねたきり高齢者が、市休日救急診療所歯科部門において歯科診療を受ける際にリフト付きタクシーを利用した場合、運賃の一部を助成します。

[問い合わせ先 高齢福祉課]

(9) 安心電話

在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者(就労者を除く)に対し、電話による安否の確認などを行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(10) 緊急通報システム

在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、安否確認や急病時に対応するために、電話回線を利用する緊急通報装置(機器本体・ペンダント型発信機・安否確認センサー・火災センサー)を自宅に設置します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(11) SOSネットワーク

高齢に伴う徘徊による所在不明者を、市内5警察署及び各関係機関間のネットワークによる綿密な連携のもとに早期発見し、高齢者の生命及び身体の安全確保を図ります。

なお、利用の際は、最寄りの警察署で申請してください。

[問い合わせ先 地域包括ケア推進課]

(12) 高齢者保護情報共有サービス

QRコードが印刷されたラベル・シールとICTサービス(どこシル伝言板)を用い、対象者の身元確認や家族への引渡しを円滑に行い、早期発見、早期保護を図る。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(13) 家族介護者支援

在宅で高齢者を介護する家族が、日頃困難に感じている介護技術の習得を支援するため、家族介護者研修や訪問レッスンを実施します。また、家族介護者を対象とした相談窓口として、家族介護者支援センターを設置し、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減や介護技術の向上を図ります。

[問い合わせ先 高齢福祉課]

(14) 家族介護慰労金

介護保険制度において要介護4または5に認定されている市民税非課税世帯に属する65歳以上の在宅高齢者が、1年間介護保険サービスを利用しなかった場合、高齢者を介護している家族に対し、1年間あたり10万円支給します。

[問い合わせ先 高齢福祉課]

(15) 認知症サポーター養成講座

認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるように、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の方や家族を支援する「認知症サポーター」を養成する講座です。地域や職域、学校など、講座の開催を希望する団体に講師となるキャラバン・メイトを派遣します。

[問い合わせ先 地域包括ケア推進課]

(16) 家具転倒防止金具等取付費助成

家具転倒防止のため金具等の取り付けが困難な65歳以上の高齢者世帯等に対し、金具等の取付費用の一部を助成します。(事前に手続きが必要です)

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(17) 地域見守り活動支援事業

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市内の町内自治会等が新たに地域見守り活動支援を実施する際の初期経費の一部を助成します。

[問い合わせ先 高齢福祉課]

(18) 高齢者等ごみ出し支援事業

ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害者の世帯に対し、協力員によるごみ出し支援を行う団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。(事前に団体登録の手続きが必要です)

[問い合わせ先 高齢福祉課]

(19) 地域支え合い型訪問・通所支援事業

買い物、調理等の生活支援やサロン運営などの支え合い活動を、あんしんケアセンターのケアプランにそって要支援者などに実施していただく場合に補助金を交付します。(事前に団体登録の手続きが必要です)

[問い合わせ先 高齢福祉課]

5 住居**(1) 住宅改修費支援サービス**

65歳以上の要介護(要支援)認定者のいる世帯で、高齢者のため、またはその介護者が介護しやすくするために、浴室・便所・台所等を改修するときの費用の一部を助成します(事前に手続きが必要です)。

なお、介護保険給付対象の「住宅改修費の支給」については、第4節「介護保険」参照。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(2) 三世代同居等支援事業

高齢者の孤立防止と家族の絆の再生を目的として、三世代の家族が同居または近隣にこれから居住するために必要となる費用の一部を助成します。(事前(契約前)に申出書の提出が必要になります)

[問い合わせ先 高齢福祉課]

(3) 市営住宅

ア 老人世帯向け住宅

次の各号のいずれかの世帯が入居することを目的としています。申込資格は、この他に所得制限等の条件があります。

- ① 満60歳以上の方と次の(ア)から(ウ)のいずれかにあてはまる親族のみからなる世帯
 - (ア) 配偶者 (イ) 18歳未満の方 (ウ) 重度または中度の身体障害者または知的障害者等の方
- ② 満60歳以上の方のみで構成される世帯

イ 単身者向け住宅

現に同居し、または同居しようとする親族がなく、次の各号のいずれかに該当する単身者が入居することを目的としています。申込資格は、この他に所得制限等の条件があります。

- ① 60歳以上の方
- ② 重度または中度の身体障害者または知的障害者の方あるいは精神障害者手帳3級以上の方
- ③ 生活保護受給の方等
- ④ 戦争被害者(身体障害程度が重度・中度の戦傷病者手帳を交付されている方、原子爆弾被爆者と認定されている方、終戦後5年以内に海外から引き揚げた方)
- ⑤ ハンセン病療養所入居者等
- ⑥ 配偶者暴力防止等法による被害者

[問い合わせ先 千葉市住宅供給公社 電話 245-7513]

(4) シルバーハウジング生活援助員派遣

シルバーハウジング(ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の方が安心して快適な生活ができるように設備設計を行った特別の市営住宅)に生活援助員(LSA:ライフサポートアドバイザー)を派遣し、入居者が安定した生活を営むことができるように、生活支援や緊急時の安否確認などのサービスを提供します。

[問い合わせ先 シルバーハウジングに関すること 千葉市住宅供給公社]

[生活援助員に関すること 高齢福祉課]

6 施設

(1) 養護老人ホーム

65歳以上の方で、家庭の事情、経済的理由等により、居宅において生活することが困難な方が入所する施設です。ただし、ねたきりの方は入所できません。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(2) 軽費老人ホーム(A型)

60歳以上(夫婦で入居の場合は一方が60歳未満でも可)の健康な方で、家庭環境や住宅事情等に

より居宅において家族と生活することが困難な方のための施設です。食事が提供されるほか、各種レクリエーション等の余暇活動等が行われます。

なお、当該施設が介護保険の指定を受けた場合、入居者のうち、要介護状態等になった方が利用した介護サービスは、介護保険の給付対象となります。

[問い合わせ先 各軽費老人ホーム]

(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上（夫婦で入居の場合は一方が60歳未満でも可）の自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のために独立して生活するには不安が認められる方で、家族の援助を受けることが困難な場合に入居できる施設です。ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用して、できるだけ自立した生活が送れるよう配慮した構造・設備になっています。

なお、当該施設が介護保険の指定を受けた場合、入居者のうち、要介護状態等になった方が利用した介護サービスは、介護保険の給付対象となります。

[問い合わせ先 各ケアハウス]

(4) 有料老人ホーム

概ね60歳以上の高齢者で、所得が比較的高い方を対象とし、食事、その他日常生活上必要な便宜を図る施設です。

[問い合わせ先 各有料老人ホーム]

(5) 虐待を受けている方の施設入所

虐待のために被虐待者（高齢者）の生命や身体に関わる危険性が高く、他の方法では軽減が期待できない場合などは、被虐待者（高齢者）を保護するため、虐待者（養護者）等から分離する手段として施設入所を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(6) 社会福祉法人等利用者負担軽減対策

この軽減対策を実施している社会福祉法人等が提供する介護サービスを利用した場合に、申請により利用者負担が一部軽減されます。

（対象者）

世帯全員が市民税非課税で、以下の①～⑤の全てに該当する方または生活保護を受給している方

- ① 世帯の前年1年間の収入額が、1人世帯で150万円以下、以下世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した金額以下の方
- ② 預貯金などの額が、1人世帯で350万円以下、以下世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した金額以下の方
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族などに扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

（対象サービス）

○訪問介護

○小規模多機能型居宅介護

- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 夜間対応型訪問介護
- 短期入所生活介護
- 通所介護
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホームの入所）
- 認知症対応型通所介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護
- 1号事業のうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当する事業

(軽減内容)

通常1割の利用者負担と居住費・食費の利用者負担が、次のとおり軽減されます。

- ① 高齢福祉年金受給者 ⇒ 1割の利用者負担、居住費・食費50%を減額
- ② ①以外の方 ⇒ 1割の利用者負担、居住費・食費25%を減額

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室]

(7) 訪問介護の利用者負担軽減

介護保険の訪問介護（ホームヘルプサービス）、第1号事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、夜間対応型訪問介護を利用するときに支払う利用者負担が、全額免除（利用者負担0%）になります。

(対象者)

千葉市の介護保険証を持っており、要介護（要支援）認定を受けられた方のうち、障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている方であって、以下の①、②のいずれかに該当する方

- ①65歳に到達する前に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用して、65歳に到達したことで介護保険が適用された方
- ②特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援状態となった40歳から64歳までの方

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室]

(8) 居宅介護サービス措置制度

家族等からの虐待や無視、高齢者本人が認知症等の理由により意思能力がなく、本人を代理する者がいない等の理由により、介護保険の要介護・要支援認定申請や介護サービス事業者との利用契約の締結ができないため、介護保険の居宅介護サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等）を利用することができない場合、市の措置によってサービスの提供を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

7 その他

(1) 障害者控除対象者の認定

身体障害者手帳をお持ちでなく、6か月程度以上ねたきりの状態が続いていたり、認知症などで日常生活に支障のある65歳以上の方は、申請により障害者控除対象者認定書の交付が受けられます。

この認定書により認定を受けた本人又は当該認定者を扶養している方は、確定申告等を行うことにより、障害者控除の適用が受けられ、税金が減額になる場合があります。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]